- 3. 移住先に選んでもらえるような魅力ある図書館を目指して
 - (1) 今後の図書館の新設について
 - ~ 「読書の森」松原市民図書館を視察して~
 - ①子どもがのびのびと本に触れる事ができる環境と、大人がゆっくりと読書できる環境が同時に叶う施設を求めて
 - ②例えば、旧給食センターの跡地を利用するなどして「子育てするなら」 「住み続けたい」に通じる、魅力ある図書館を新設することについて
 - (2) 大阪狭山市などを参考に電子図書館を導入することについて
 - ①電子図書のメリットとデメリットについて
 - ②コロナ禍を経験し、オンラインで貸し借りできる電子図書の必要性を感じるが、導入する事について市の見解を問う
 - (3) 手話言語条例の制定後、市民の手話への理解を深めるため、手話関係の本に特化した「手話コーナー」を常設することについて

【答弁】

ご質問の3.移住先に選んでもらえるような魅力ある図書館を目指しての(1)の①②につきまして順次お答えいたします。

まず①でございますが、図書館は幅広い年代の皆様に親しんでご利用いただいている生涯学習施設でありますが、中央図書館は開館43年、金剛図書館は開館37年が経過し、老朽化・バリアフリーの観点から解決すべき課題もあります。

そのような中、乳幼児健診時のブックスタート事業や、出前講座に出向き、幼 少期からの図書館利用を促すきっかけづくり、市内小・中学校の学校図書館司書 との研修や会議における連携、録音図書作成に携わっていただくボランティア養 成、高齢者の外出や、参加者同士の交流の機会を作り健康維持に役立てていただ けるよう「いきいき音読教室」、さらに関係各課との幅広い連携により各種啓発活 動にタイアップした資料の展示貸出を実施しております。

「読書の森」松原市民図書館は、昭和55年に開館、今年1月にリニューアルオープンされたばかりの新しい図書館で、地上3階建てで子どものエリアと大人が読書するエリアをゾーニングされています。

本市図書館では、中央・金剛とも地上2階建ての1階部分を開架閲覧室とし、一般・児童の書架は分けておりますが、乳幼児から高齢者まで同じフロアで読書を楽しんでいただき、おとなの目の届く範囲で、子どもも大人も安心して利用いただけるよう配置しているところです。

今後ますます少子高齢化が進む中、図書館は人と人が集う場としての役割も期待されていると認識しており、じゅうたんコーナーのじゅうたんの張替えや、閲覧椅子のシートの張替えなど、年齢を問わずにリラックスしてご利用いただけるよう、館内の環境整備に努めてまいります。

次に②につきましては、現状の中央図書館は近鉄富田林駅の駅前、金剛図書館はレインボーバスの停留所前にあるなど、両館ともに公共交通でのアクセスがよい立地となっております。平成30年3月に「公共施設再配置計画(前期)」を策定しており、中央並びに金剛図書館は維持する方針を掲げており、公共施設マネジメント基本方針に基づき、効率的な施設運営を図っております。また、旧第一給食センターの跡地については、市の所有として2次利用の検討を行っているところでございます。

今後は、魅力ある図書館の実現に向け、他施設との機能統合や集約化、長寿命 化などハード面の整備について広く検討するとともに、誰もが利用しやすい生涯 学習の拠点施設として、ソフト面での多様な取り組みにより、一層魅力ある図書 館サービスの充実に取り組んでまいります。

続きまして(2)の①②につきましては、相関連いたしますので一括してお答えいたします。電子図書館は昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、改めて見直されているところでございます。日本では、本年7月1日時点で、電子図書館を全国で100自治体が導入しております。多くの図書館が新型コロナウイルスの非常事態宣言の影響を受けまして、長期の臨時休館を余儀なくされました。この経験から、急遽導入をされた自治体も増加している状況でございます。

電子図書館のメリットといたしましては、まず非来館型サービスを提供でき、24時間お好きな時間に利用可能な点が挙げられます。スマートフォンやタブレット端末、パソコンなどで、図書館のシステムにアクセスし、専用サイトから電子書籍を一定期間貸出することのできる利便性のあるサービスでございます。

本市におきましても、今回のコロナウイルス感染症対策として導入を検討いたしましたが、現行システムへの改修や新たに発生する年間のランニングコスト、現時点では貸出用としての人気作家作品の提供が少なく、利用可能なコンテンツの内容を考慮した場合など、費用負担も非常に大きいこと、さらに電子図書館のサービスツールを持たない利用者にご満足いただける通常の書籍や雑誌の提供にも影響するなど、デメリットがありますことから導入を見送りしたところでございます。

一方、電子図書館ではありませんが、スマートフォンやタブレット端末・パソコンをご利

用の方につきましては、著作権フリーの作品を無料でご利用いただける「青空文庫」が ございます。これは、だれにでもアクセスできる自由な電子図書をインターネット上で公 開しているもので、本市図書館のウェブページにおきましても紹介し、電子図書と同様 に読んでいただくことができます。

本市教育委員会といたしましては、先に述べておりますように、電子図書館につきましてはメリット・デメリットの双方がありますことから、利用可能な作品コンテンツの充実や導入・管理費用の軽減なども勘案するとともに、大阪府内公共図書館の動向も注視してまいりたいと考えております。

続きまして(3)につきましてお答えいたします。図書館は図書館法の理念に基づき、広く資料を収集し、図書館資料の貸出サービスやレファレンスサービスの充実をはじめ、庁内各部署との連携を図り、アウトリーチサービスにも努めております。館内では月ごとにテーマを定めて、資料の展示貸出を行い、文学にとどまらず社会科学、自然科学、芸術等多様なジャンルの資料と読者との出会いの機会を生み出すよう取り組んでおり、月ごとに内容が入れ替わるため、多くの利用者に興味を持って展示書架で資料を選んでいただいております。

そのような中で手話関連資料につきましては、例年小学校での手話学習の際に、 手話関連資料の貸出依頼に応じ、児童向きに書かれた手話の資料を学校図書館へ 運搬してご利用いただいております。

議員ご提案の手話関係の本に特化した「手話コーナー」の常設につきまして、 手話言語条例制定をより多くの市民にPRし、手話への理解を深める有効な手段 であると認識しており、まずは期間を設定したうえで手話のテーマ展示を行い、 手話資料の活用に努めてまいります。

以上でお答えとさせていただきます。